平成20年11月28日

国際裁判管轄法制に関する検討事項(1)

前注

以下、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年 12月22日の理事会規則(EC)44/2001」は「ブリュッセル 規則」、「民 事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約」は「ブ リュッセル条約」、「EC・EFTAの裁判管轄及び判決の執行に関するルガノ条約」 (現在効力を有しているもの)は「ルガノ条約」,1999年にヘーグ国際私法会 議特別委員会で作成された「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関す る条約準備草案」は「草案」,同会議において2005年に採択された「管轄合意 に関する条約」は「管轄合意条約」と略称する。同様に,以下,民事訴訟法は「法」, 法の適用に関する通則法は「通則法」、国際裁判管轄研究会の報告書は「報告書」 という。

第1 普通裁判籍

自然人

自然人の普通裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。

被告の住所が日本国内にあるときは,日本の裁判所が管轄権を有する ものとする。

被告の住所がない場合又は住所が知れない場合において、被告の居所 が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。

被告の居所がない場合又は居所が知れない場合において,被告が訴え の提起前に日本国内に住所を有していたときは、日本の裁判所が管轄権 を有するものとする。ただし、日本国内に住所を有していた後に外国に 住所を有していたときは、この限りでないものとする。

(参照条文)

民事訴訟法第4条 (略)

2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知り れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないと きは最後の住所により定まる。

3~6 (略)

(補足説明)

1 本文 について(以下「本文」とはゴシック体で記載された部分をいう。) 本文 は,国内裁判管轄の規律と同様の趣旨から,被告の住所地が日本国内にある場合に,日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることを提案するものである。

2 本文 について

本文 は、被告の住所が国内外になく又は知れない場合において、被告の居所が日本国内にあるときは、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることを提案するものである。被告の居所は、被告が多少の時間継続して居住する場所であるから、被告と相当程度の関連性を有する地であり、また、被告の住所がいずれの国にもない場合には、世界中のいずれかの国に普通裁判籍を認めるのが望ましいと考えられる。ただし、被告が外国に住所を有する場合には、住所地より関連性の薄い居所が日本国内にあっても、日本の裁判所に国際裁判管轄を認める必要はないと考えられる。そこで、本文 記載のとおり、被告の住所が国内外にない場合又は知れない場合に限り、被告の居所を普通裁判籍として認めることとしたものである。

3 本文 について

本文 は、訴え提起時に、国内外を問わず、被告に居所がない場合又は知れない場合の規律であり、原告の利益も考慮すると、世界中のいずれかの国に被告の普通裁判籍を認めることが望ましいことから、国内裁判管轄の規律と同様に、被告の最後の住所を普通裁判籍として認めるものとしている。

もっとも、原告が、世界中の被告の過去の住所及びその先後関係について調査を 尽くし、日本国内における「最後の住所」の有無を立証することは困難である。そ こで、本文 では、被告が、訴え提起前に日本国内に住所を有していたと認められ るときは、原則として、日本の裁判所が国際裁判管轄を有するものとした上で、被 告が日本国内に住所を有していた後、訴えを提起するまでの間に、外国に住所を有 していたと認められる場合には、最後の住所地は当該外国になるので、日本の裁判 所には国際裁判管轄がないものとしている。

(参考)

ブリュッセル 規則第2条第1項,ブリュッセル条約第2条第1項,ルガノ条約第2条第1項とも,被告が住所を有する国の裁判所に国際裁判管轄を認めている。

2 法人その他の社団又は財団

法人その他の社団又は財団の普通裁判籍については、以下のとおりとす

ることでどうか。

被告が法人その他の社団又は財団である場合において、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。

被告が法人その他の社団又は財団であり、その事務所又は営業所がない場合又は知れない場合において、その代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。

- 【甲案】法人その他の社団又は財団の普通裁判籍を 及び の場合に限るものとする。
- 【乙案】被告が外国会社(会社法第二条第二号に規定する外国会社をいう。)その他外国の社団又は財団である場合において,被告の日本における代表者の住所が日本国内にあるときは, 及び の規律にかかわらず,日本の裁判所が管轄権を有するものとする。

(参照条文)

民事訴訟法第4条 (略)

2、3 (略)

- 4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。
- 5 外国の社団又は財団の普通裁判籍は、前項の規定にかかわらず、日本における主たる事務所又は営業所により、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

6 (略)

(補足説明)

1 本文 について

本文 は,国内裁判管轄と同様の趣旨から,法人その他の社団又は財団(以下「法人等」という。)の主たる事務所又は営業所(以下「営業所等」という。)が日本国内にある場合には,日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることを提案するものである。

2 本文 について

本文 は、被告の営業所等がない場合又は知れない場合に、世界中のいずれかの国に普通裁判籍を認めることが望ましいことから、法第4条第4項、第5項と同様に、代表者その他の主たる業務担当者の住所を普通裁判籍として認めることを提案するものである。

3 本文 について

(1) 甲案について

甲案は,外国の法人等が日本における代表者を定め,その住所が日本国内にあることをもって,日本の裁判所に普通裁判籍による国際裁判管轄を認めるのは過剰管轄であるとして,本文 及び の場合に限り,外国の法人等の普通裁判籍を認めるものである。

本文 の甲案の考え方に立っても,後記第2の4(事務所・営業所所在地の特別裁判籍)における甲案を採る場合には,()日本国内に営業所等を有する者に対する訴えでその営業所等における業務に関するもの,()日本における代表者を定めている外国の法人等に対する訴えでその日本における業務に関するものについて,特別裁判籍による国際裁判管轄が認められることとなる。ただし,その場合であっても,当該外国の法人等を被告とする訴えが,日本における業務と何ら関連性がない場合には,日本の裁判所の国際裁判管轄が否定される。

(2) 乙案について

乙案は,平成14年商法改正において,外国会社の営業所設置義務が廃止されながらも,日本における代表者を定める義務が設けられた趣旨は,日本で継続的取引を行う外国会社に代表者を置かせることにより,日本国内の取引先が当該外国会社を被告とする訴えを日本の裁判所に提起することを可能ならしめる点にあったことを指摘し,外国法人等が日本における代表者を定め,その住所が日本国内にあるときは,日本の裁判所に普通裁判籍による管轄を認めるものである。

会社法によれば、日本において取引を継続してしようとする外国会社は、営業所の存否にかかわらず、日本における代表者を定めなければならず、日本における代表者のうち1人以上は日本に住所を有する者でなければならないとされている(同法第817条第1項)。したがって、乙案によれば、日本において取引を継続してしようとする外国会社を被告とする訴えについては、当該外国会社の日本における業務との関連性を問わず、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることとなる。

(参考)

1 平成14年の商法改正においては、通信販売やインターネット取引の普及により外国会社が日本国内の事業者と取引をするために営業所を設置する必要性が小さくなっていることなどの理由から、外国会社に対する営業所設置義務が撤廃された。ただし、日本国内の事業者保護の観点から、日本において取引を継続してしようとする外国会社は、日本における代表者を定めなければならないものとされた(同改正後の商法第479条第1項)。また、外国会社の日本における代表

者は、当該会社の営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有すると規定されていた(同条第8項の準用する同法第78条)。

その後に制定された会社法においては、外国会社の日本における代表者について、そのうち少なくとも1名が日本に住所を有していれば足りるとされるとともに、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有すると定められた(同法第817条第1項,第2項)。

2 マレーシア航空事件(最判昭和56・10・16民集35巻7号1224号) は、マレーシア国内において航空機で同国内を往復する旅客運送契約を締結し、 その航空機に搭乗した原告が、同国内における墜落事故により死亡した事案であ る。原告は、債務不履行に基づく損害賠償を求め、その住所地を管轄する裁判所 に提訴したところ、裁判所は、被告の営業所が日本にあることなどの理由から日 本の裁判所の国際裁判管轄を認めた。

本文 の甲案によれば、被告の普通裁判籍は日本国内に存在しないことになり、 義務履行地、財産所在地等による特別裁判籍が認められるかどうかが問題となる (なお、マレーシア航空事件では不法行為に基づく損害賠償請求はされていない。)。他方、乙案によれば、日本の裁判所に普通裁判籍による管轄が認められる ことになるが、上記航空機事故で死傷した乗客は、日本国内の住所の有無を問わず、すべて日本で訴えを提起することが可能になる。

- 3 マレーシア航空事件は国際航空運送に関するワルソー条約が適用されない事案であったが、ワルソー条約を承継したモントリオール条約第33条は、旅客の死傷事故に基づく損害賠償の訴えの国際裁判管轄について、一定の要件のもと、事故発生時の旅客の「主要かつ恒常的な居住地」の裁判所に提起することができると定めている。この結果、現在では、同条約が適用される航空機事故により死亡した乗客は、所定の要件を充足する限り、その住居地の裁判所に訴えを提起することができることとなる。
- 4 被告の事務所と関連のない請求について日本で訴訟が提起された例として,東京地判昭和59・2・15判タ525号132頁がある。この事案は,日本に駐在員事務所を有する米国銀行(被告)が,パナマ国法人(原告)に対し,カリフォルニア州に停泊中の原告所有船舶に対して差押えをしたところ,その差押えが不法行為に当たるとして,日本の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起されたものである。裁判所は,被告の駐在員事務所の業務と訴えに係る請求とは関連がないことなどを指摘して,国際裁判管轄を否定した。
- 5 ブリュッセル 規則第60条第1項は,法人の定款上の本拠,管理の中心地又は主たる営業所の所在地を普通裁判籍として認めている。ブリュッセル条約第5 3条第1項及びルガノ条約第53条第1項は,法人の本拠を普通裁判籍として認

めている。また,草案第3条第2項は,法人等の本店所在地,設立準拠法地,中央統轄地又は業務の中心地を普通裁判籍として認めている。

3 大使,公使等

大使,公使等の普通裁判籍については,以下のとおりとすることでどうか。

大使,公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する 日本人が上記1の規律により普通裁判籍を有しないときは,その者の普 通裁判籍は,最高裁判所規則で定める地にあるものとする。

(参照条文)

民事訴訟法第4条 (略)

- 2 (略)
- 3 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本 人が前項の規定により普通裁判籍を有しないときは、その者の普通裁判籍は、 最高裁判所規則で定める地にあるものとする。

4~6 (略)

(補足説明)

本文は、法第4条第3項と同様の規定を置くことを提案するものである。同項によれば、治外法権を享受する大使、公使等の日本人のうち、普通裁判籍を有しない者(例えば、外交官の家族であって当該外国で生まれたために、過去に日本国内に住所を有したことがない者。)の普通裁判籍は、最高裁判所規則で定める地(民事訴訟規則第6条により東京都千代田区)にあるものとされる。国際的な民事訴訟においても、そのような者が被告とされる場合もあり得るので、同様の規律を設ける必要があると考えられる。

4 外国国家

外国国家の普通裁判籍については,特段の規定を置かないものとすることでどうか。

(参照条文)

民事訴訟法第4条 (略)

2~5 (略)

6 国の普通裁判籍は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる。

(補足説明)

外国国家は、通常、日本に大使館や領事館を設けているが、その所在地により日本

の裁判所に普通裁判籍による管轄を認めると,当該外国国家に対する訴えは,すべて 日本の裁判所に提起することができることとなり,被告とされる外国国家の利益を不 当に害することとなる。そこで,本文は,外国国家を被告とする訴えの普通裁判籍に ついては,特段の規定を置かないことを提案するものである。

(参考)

外国国家が被告となった裁判例には,日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるか 否かが争点となった事例は見当たらず,条約等にも規定は設けられていない。

第2 特別裁判籍

1 義務履行地

義務履行地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。 契約に基づく請求権に係る訴えは、当該契約において定められた義務 履行地又は当該契約において選択された地の法が定める義務履行地が日 本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

の規律により、契約に基づく請求権に係る訴えを日本の裁判所に提起することができるときは、当該契約上の債務の不履行による損害賠償の訴えは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

(参照条文)

民事訴訟法第5条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を 管轄する裁判所に提起することができる。

- 一 財産権上の訴え 義務履行地
- 二~十五 (略)

(補足説明)

1 本文 について

(1) 対象となる訴えの範囲

本文 は,義務履行地を管轄原因として認める財産権上の訴えを,契約に基づく請求権に係る訴えに限定することを提案するものである。対象となる訴えの範囲について,国内裁判管轄においては,不法行為,不当利得等の法定債権に基づくものも含まれるとされているが,法定債権については,被告の予測しない地での応訴を強いることとなり,とりわけ,国際裁判管轄の場合は,被告の応訴の負担がより大きい。そのため,国際裁判管轄については,その対象となる訴えを限定したものである。

(注)

このように限定するとしても,契約に関連して不当利得が生じ又は事務管理が行われた場合の債務の履行を求める訴えについては,どう考えるか。

前者の例として,売買契約上の義務の履行後に契約が解除された場合の契約 当事者間の返還義務(いわゆる給付利得)が,後者の例として,事務管理にお ける管理者と本人との間に一定の契約関係が存在し,管理者がその契約上の義 務を越える行為をした場合が挙げられる。

(参考)

例えば、Bが所有する自動車をAが購入する契約をしたが、契約で義務履行地が定まっておらず、準拠法として日本法が選択されたとする。その場合、本来の債務の履行地を義務履行地とすると、()Bが自動車を引き渡したが、Aが代金を支払わないのでBが解除した場合、Aの自動車返還義務の履行地は、特定物の引渡地であるBの住所地となり、()Aが代金を支払ったが、Bが自動車を引き渡さないので解除した場合、Bの代金相当額返還義務の履行地はBの住所地となる(この点で不当利得返還債務自体の義務履行地とは異なる。)と考えられる。

(2) 義務履行地の決定基準

本文 は、当事者の予測可能性の観点から、義務履行地は、契約で定められているものか、契約で選択された準拠法が定めるものとすることを提案するものである。なお、報告書では「一義的に」との文言を用いているが、法制上、当該文言の用例がない上、契約において義務履行地又は準拠法が合意されたと認定することができるのであれば、当事者の予測可能性を害することはないとも考えられるので、本文 記載のとおりとしたものである。

2 本文 について

本文 は、本来の債務が損害賠償債務に転化した場合には、その損害賠償の訴えについて、本来の債務の義務履行地の裁判所に管轄を認めるものである。同一の契約から派生する個々の義務について別々の裁判籍を定めるのは当事者の予測にも反するものであり、本来の債務の義務履行地に統一的に裁判籍を認めるのが望ましいと考えられることから、本文 の提案をするものである。

(参考)

1 大正15年改正以前の民事訴訟法第18条は、「契約ノ成立若クハ不成立ノ確定 又ハ其ノ履行若クハ鎖除、廃罷、解除又ハ其不履行若クハ不十分ノ履行ニ関スル 賠償ノ訴ハ其訴訟ニ係ル義務ヲ履行ス可キ地ノ裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得」と定 め、履行地を契約事件の裁判籍としていたが、同年改正において財産上の請求一 般の管轄に改められた。

- 2 その後,平成8年の民事訴訟法改正の際には,消費者保護等の観点から義務履行地の特別裁判籍を制限するかどうかが法制審議会において議論されたが,不法 行為訴訟において被害者がその住所地において訴えを提起することができなくな るおそれがあるなどの指摘もあり,最終的には制限をしないこととなった。
- 3 国際裁判管轄に関し、不法行為に基づく損害賠償請求を、義務履行地の対象となる訴えの範囲から除くべきであるとした裁判例として、東京地判昭和62・6・1金商790号32頁、同平成18・10・31判タ1241号338頁等が、これを対象に含めることを前提とする裁判例として、東京地判平成1・8・28判時1338号121頁等がある。

また、債務不履行による損害賠償の訴えについては、国内裁判管轄についても 裁判例が分かれているところ、債務不履行による損害賠償債務自体の義務履行地 の裁判所に国際裁判管轄を認めた裁判例として、名古屋高判昭和54・11・1 2 判 夕 4 0 2 号 1 0 2 頁等が、債務不履行による損害賠償債務自体の義務履行地 を基準とすることを否定した裁判例として、大阪地判平成3・3・25 判時14 08号100頁等がある。

4 ブリュッセル 規則第5条第1号,ブリュッセル条約第5条第1号,ルガノ条 約第5条第1号,草案第6条は,義務履行地の対象となる訴えを契約に関するも のに限定する。

2 手形又は小切手の支払地

手形又は小切手の支払地の特別裁判籍については,以下のとおりとする ことでどうか。

手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは,手形又は小切手の支払地が日本国内にあるときは,日本の裁判所に提起することができるものとする。

(参照条文)

民事訴訟法第5条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を 管轄する裁判所に提起することができる。

- 一 (略)
- 二 手形又は小切手による金銭の 手形又は小切手の支払地 支払の請求を目的とする訴え
- 三~十五 (略)

(補足説明)

本文は、手形・小切手が国際取引においても支払・決済手段として利用されること

が多く,国際取引においても国内裁判管轄と同様の趣旨が当てはまることなどの理由 から,手形又は小切手の支払地を特別裁判籍とすることを提案するものである。

(注)

国際取引における決済手段として、為替手形と組み合わせた荷為替信用状が利用 されているが、信用状には手形・小切手の支払地に相当する記載はなく、義務履行 地の特別裁判籍等で対応できると考えられることから,信用状に基づく金銭支払請 求訴訟の国際裁判管轄については,特段の規律を置かないとすることでどうか。

(参考)

条約等には、手形又は小切手に関する訴えの国際裁判管轄についての規定はない。

3 財産所在地

財産所在地の特別裁判籍については、以下のとおりとすることでどうか。 財産権上の訴えは、請求の目的の所在地が日本国内にあるときは、日 本の裁判所に提起することができるものとする。

【甲案】特段の規律を置かないものとする。

【乙案】財産権上の訴えは,請求の担保の目的の所在地が日本国内にあ るときは、日本の裁判所に提起することができるものとする。

財産権上の訴えで金銭の支払の請求を目的とするものは、差し押さえ ることができる被告の財産の所在地が日本国内にあるときは、日本の裁 判所に提起することができるものとする。

(参照条文)

民事訴訟法第5条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を 管轄する裁判所に提起することができる。

一~三 (略)

四 日本国内に住所(法人にあっては、事務 請求若しくはその担保の目 所又は営業所。以下この号において同じ。) 的又は差し押さえることが がない者又は住所が知れない者に対する財 産権上の訴え

できる被告の財産の所在地

五~十五 (略)

(補足説明)

1 本文 について

本文 は,国内裁判管轄と同様の趣旨から,請求の目的の所在地を特別裁判籍と することを提案するものである。

2 本文 について

本文 は、国際裁判管轄において、請求の担保の目的の所在地を特別裁判籍とするか否かについて、複数の考え方を提示するものである。甲案は、()担保の目的が日本国内にあるだけで日本の裁判所に管轄を認めるのは、範囲として広すぎる、()日本に物的担保が存在する場合には債務名義なく実行することができるので、この規律が意味を有するのは、保証人が日本にいて主債務者が外国にいるなどの場合であるが、この場合には主観的併合により対応することができるなどとして、請求の担保の目的が日本国内にあるだけでは、日本の裁判所の国際裁判管轄を認めないものとする考え方である。他方、乙案は、対象とする財産権上の訴えは被担保債権に関するものに限られるのであるから、当事者は予測可能であることなどを根拠として、国内裁判管轄と同様に、請求の担保の目的の所在地を特別裁判籍とする考え方である。

(注)

乙案をとった場合,担保を物的担保に限るか否かについては,どう考えるか。

3 本文 について

本文 は,差押可能な被告の財産が日本にある場合には,原告が日本国内で債務名義を得ることを認めるのが相当であるなどの理由から,国内裁判管轄と同様に,差押可能な被告の財産所在地を特別裁判籍とすることとし,ただし,差押可能な財産所在地に特別裁判籍を認めるのは,差押え又は仮差押えとの連続性を根拠とするものであるので,金銭の支払の請求を目的とする訴えに限定することを提案するものである。

(注)

差押可能財産の所在地の特別裁判籍については、被告の財産が日本国内に所在するというだけで日本の裁判所の国際裁判管轄を認めるのは過剰管轄ではないかとの観点から、()原告の請求と財産との関連性を要件とする考え方、()日本国内の被告の財産と原告の請求額との均衡を要件とする考え方、()判決の効力を日本国内にある財産に限定する考え方、()仮差押えによる財産の固定を要件とする考え方、()本文 の規律を置かないものとする考え方などがあるが、このような考え方については、どう考えるか。

(参考)

1 ブリュッセル 規則第3条第2項,ブリュッセル条約第3条第2項,ルガノ条 約第3条第2項は,被告の財産所在地の裁判管轄を認める締約国の国内法規定を 適用することができないものと規定し,草案第18条第2項は,被告の財産所在 地のみに基づく管轄権を行使してはならないものと規定している。 2 法第5条第4号は,ドイツ民事訴訟法第23条を参考にしたものであるが,1 991年7月,ドイツ連邦最高裁判所は,同条第1文前段に基づいて国際裁判管 轄を認めるためには,ドイツ国内における被告の財産の所在のほかに,訴訟事件 とドイツとの間に関連性があることを要すると判断した。

4 事務所・営業所所在地

事務所・営業所所在地の特別裁判籍については,以下のような考え方があるがどうか。

【甲案】

日本国内に事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは,日本の裁判所に提起することができるものとする。

- 【A案】日本における代表者を定めている外国会社に対する訴えでその 日本における業務に関するものは,日本の裁判所に提起することが できるものとする。
- 【B案】日本において取引を継続してする外国の社団又は財団であって 日本における代表者を定めているものに対する訴えでその日本にお ける業務に関するものは,当該代表者の住所が日本国内にあるとき は,日本の裁判所に提起することができるものとする。
- 【乙案】日本国内において取引を継続してする者に対する訴えでその日本に おける業務に関するものは,日本の裁判所に提起することができるもの とする。

【丙案】特段の規律を置かないものとする。

(参照条文)

民事訴訟法第5条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を 管轄する裁判所に提起することができる。

一~四 (略)

五 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでそ 当該事務所又は営業 の事務所又は営業所における業務に関するもの 所の所在地 六~十五 (略)

(補足説明)

- 1 甲案について
 - (1) 本文 について

本文 は,国内裁判管轄と同様の趣旨から,日本国内に営業所等を有する者(法人,個人を問わない。)に対する訴えで,その営業所等における業務に関するもの

について、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることを提案するものである。

(2) 本文 について

ア A案について

本文 のA案は,日本における代表者を定めている外国会社に対する訴えで, その日本における業務に関するものについて,日本の裁判所に国際裁判管轄を 認めることを提案するものである。

前記のとおり、平成14年商法改正により外国会社の営業所設置義務が撤廃されたので、現在では、日本における代表者を定めている外国会社には、営業所を設置しているものと設置していないものがあり、営業所を設置していない外国会社については、本文の特別裁判籍は生じ得ない。

そこで、営業所を設置していない外国会社についても、営業所による特別裁判籍に相当するものを認める必要があると考えられる。前記のとおり、日本において取引を継続してしようとする外国会社は、営業所の設置の有無を問わず、日本における代表者の選任義務を負い、その権限を「日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為」に限定している(会社法第817条第1項、第2項)。このような会社法の規律を踏まえると、日本における代表者を定めている外国会社に対する訴えについては、営業所の設置の有無にかかわらず、当該外国会社の日本における業務の範囲内に限り、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることが相当であると考えられる。

イ B案について

本文 の B 案は,本文 の営業所等の設置主体に限定がないことも考慮し,外国会社のほか外国の非営利法人等を被告とする訴えについても,()当該外国の法人等が日本における取引を継続してするものであること,()日本における代表者を定めていること,()その代表者が日本国内に住所を有していること,()その日本における業務に関するものであること,を要件として,日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることを提案するものである。

(3) 本文 と の関係について

本文 は、国内裁判管轄と同様の趣旨から、個人、法人を問わず、日本国内に営業所等を有する者について、訴えがその営業所等における業務に関するものである場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることとしている。これに対し、本文 は、日本における代表者を定めている外国の法人等について、訴えがその日本における業務に関するものである場合には、日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることとしている。このように、本文 と は、それぞれ、対象の範囲が異なるとともに、管轄の有無を判断するに当たり、営業所の存否又は日本における代表者の有無という異なる観点に着目するものである。

(参考)

1 前記のとおり、本文 の規律は、営業所の設置の有無にかかわらず適用されることを前提としているので、例えば、日本における代表者を定めている外国会社が、日本国内に営業所を設置している場合、その営業所における業務に関する訴えについては、本文 及び のいずれの規律によっても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められることになると考えられる。

このような重複を避けるためには、()本文 の適用範囲から日本における代表者を定めている外国会社を除くこと、又は、()外国会社に関する本文 の適用範囲を営業所を設置していない場合に限定することが考えられる。

しかし、例えば、日本における代表者を定めている外国会社の日本の営業所が 当該会社のアジア地域の事業を統括している場合、当該アジア地域における取引 については、「日本における業務に関するもの」とはいえないので、本文 の規 律によっては管轄を認め難いが、本文 の規律により、日本の裁判所に国際裁判 管轄が認められるものと考えられる。仮に、上記(i)により本文の の適用範囲 から日本における代表者を定めている外国会社を除くと、このような取引の場合 に日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることができなくなると考えられる。

また、当該外国会社が日本の事業者との間で、国内の営業所を介することなく、ウェブサイトなどを通じて直接行う取引については、本文 の規律によっては管轄を認め難いが、本文 の「その日本における業務に関するもの」として、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められると考えられる。仮に、上記()により本文の適用範囲から営業所を設置した外国会社を除くと、営業所を設置した外国会社について、このような取引の場合に日本の裁判所に国際裁判管轄を認めることができなくなると考えられる。

なお,これらの問題については,別紙「設例の検討」を参照。

2 本文の甲案は、報告書第3の4【甲案】を二分し、本文 と本文 とした上で、本文 については、営利法人に限定する場合(A案)と非営利法人も含める場合(B案)とに分けて提案したものである。

2 乙案について

乙案は,営業所等の有無等にかかわらず,被告が,日本国内で継続して取引を行う場合には,その日本における業務に関する訴えについて特別裁判籍を認めるものである。甲案が,営業所等の存在又は代表者の住所の有無に着目して管轄を定めるのに対し,乙案は,被告が日本国内において取引を継続しているかどうかという点に着目して管轄を定めるものである。

3 丙案について

丙案は,法人等の普通裁判籍(第1の2)の本文 の乙案に対応するものである。

(参考)

ブリュッセル 規則第5条第5号及びブリュッセル条約第5条第5号は、「営業所 の業務に関する紛争」について,ルガノ条約第5条第5号は「営業所の業務から生じ た紛争」について,それぞれ営業所等の所在地を特別裁判籍として認めている。また, 草案第9条は,営業所等の活動(又は継続的な商業活動)に関連する訴えについて, 営業所所在地(又は継続的商業活動地)を特別裁判籍として認めている。

5 不法行為地

不法行為地の特別裁判籍については、以下のような考え方があるがどう か。

不法行為に関する訴えは、

【甲案】不法行為があった地

【乙案】不法行為があった地(二次的・派生的に生じる経済的な損害 が発生した地を除く。)

が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができるものと する。

【A案】ただし、その地における結果の発生が通常予見することができ ないものであったときは,この限りでないものとする。

【B案】特に【A案】のような限定をしないものとする。

民事訴訟法第5条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を 管轄する裁判所に提起することができる。

- ~ 八 (略)

九 不法行為に関する訴え 不法行為があった地 十~十五 (略)

(補足説明)

1 本文 について

本文 は,法第5条第9号にいう「不法行為があった地」には,加害行為地と損 害発生地の双方が含まれるとの理解を前提とした上で,国内裁判管轄と同様の趣旨 から、不法行為地を特別裁判籍とすることを提案するものである。

その上で,本文 は,不法行為地,特に損害発生地の意義について複数の考え方

を提示している。甲案は,国際裁判管轄が認められる地を一つに限定する必要はなく,広範に国際裁判管轄を認めすぎるというのであれば,特段の事情論で管轄を否定するという方策を取り得ることなどを根拠に,二次的・派生的に生じる経済的な損害の発生地も含むとする考え方である。他方,乙案は,二次的・派生的に生じる経済的な損害の発生地まで含めると,結果発生地が際限なく拡大されることとなり,当事者の予見可能性を害するおそれがあることから,損害発生地とは,加害行為による直接の法益侵害の結果が発生した地をいい,二次的・派生的に生じる経済的な損害のみが発生した地は含まれないとする考え方である。

(参考)

二次的・派生的に生ずる経済的な損害のみの発生地は含まないとした裁判例として,前掲東京地判平成18・10・31は,物理的,直接的な損害の発生地が不法行為の結果発生地というべきであり,結果的に生じる経済的損害の発生地を不法行為の結果発生地とすることは,不法行為の結果発生地を国際裁判管轄の管轄原因とする趣旨を逸脱するものであって相当でないとした。同旨の裁判例として,東京地判昭和59・2・15判時1135号70頁がある。

2 本文 について

本文 は、本文 でいずれの案をとった場合でも、結果発生地における結果発生の通常予見可能性を要するとするか否かが問題となることから、この点について複数の考え方を提示するものである。A案は、結果発生についての予見可能性を明示的な要件とすることにより当事者間の公平を図る考え方である。他方、B案は、通常予見可能性がない場合を類型化することは困難であり、事案ごとの判断になることは避けられないとして、通常予見可能性を独立の要件とはせず、特段の事情の要素として考慮するものとする考え方である。

(注)

製造物責任関係の訴えの国際裁判管轄については,特段の規律を設けないものとすることでどうか。

製造物責任関係の訴えの国際裁判管轄については,製品の製造地及び結果発生地のほかに,製品の流通過程にある引渡地,使用地等の管轄を認めるとの考え方もある。しかし,製品は,複数の第三者が介在して流通することも多く,流通の過程にある地が,当事者の訴訟追行や裁判所の審理の便宜に適い,又は主要な証拠が所在する地である蓋然性は必ずしも高くないことから,製造地と結果発生地の裁判所に国際裁判管轄を認めれば足りるのではないかと考えられる。

(参考)

- 1 結果発生地における結果発生の通常予見可能性を消極要件とする場合には、予 見することができなかったことを被告が主張立証することとなると考えられると ころ(最判平成13・6・8民集55巻4号727頁参照)、被告が国際裁判管 轄を争う場合には、結果発生地における結果の発生が予見することができなかっ たと主張するとともに、この点を特段の事情として考慮すべきであると主張する 可能性もあると思われる。
- 2 原子力損害について,我が国は「原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)」その他の条約を批准していないが,これらの条約には原則として事故発生地国の専属管轄とする旨の規定がある。日本がこれらの条約を将来批准した場合には,原子力損害賠償責任に関する特別の国際裁判管轄の規律として,条約が優先して適用されることになるものと考えられる。
- 3 不法行為地の管轄規定につき,ブリュッセル 規則第5条第3号は「損害をもたらす事実が発生したか,発生する危険がある地」,ブリュッセル条約第5条第3号は「損害をもたらす事実が発生した地」,ルガノ条約第5条第3号は「原因となった事実が発生した地」,草案第10条は,「損害の原因となった被告の行為がされた国」,「損害が発生した国。ただし,責任を問われている者が,その行為によってその国で同様の性質の損害が発生することを合理的に予見できなかったことを証明した場合は,この限りでない。」とする。

設例の検討

以下の場合,A社に対する訴えにおいて,事務所・営業所所在地等の特別裁判籍による国際裁判管轄が認められるかどうかについて,どのように考えるべきか。

【基本設例】

A社は,甲国の法令に依拠して設立された営利法人であり,甲国内において,商品を売買するとともに,ウェブサイトを通じて顧客との間で直接商品を売買している。同社は,日本における代表者を定めている外国法人であり,日本においても,同様の事業を展開している。日本法人であるB社は,A社の取引先である。

- 1 B社が,A社の日本における営業所又は代表者から注文を受け,B社製品を売り渡したが,A社が代金を支払わないため,訴えを提起した(契約地は日本であることを前提)。
- 2 A社とB社が,日本における営業所又は代表者を介することなく,直接 交渉を行った結果,B社がその製品をA社に売り渡したが,A社が代金を 支払わないため,訴えを提起した。

この場合,日本における営業所が設置されている場合と設置されていない場合とで,管轄の有無に関する結論が異なるかどうか。

この場合,契約地が日本であるか,甲国であるかにより,管轄の有無に関する結論が異なるかどうか。

- 3 B社の甲国支店が,A社本社から注文を受け,B社製品を売り渡したが,A社が代金を支払わないため,訴えを提起した(契約地は甲国であることを前提。)。
- 4 B社が,A社の開設するウェブサイトにアクセスし,同サイトにおいて 商品を購入し,代金を支払ったが,同商品の引渡しを受けることができな かったため,訴えを提起した。